

奨学金から大学受験・入学費用

生活保護減額対象外に

親から子どもへの「貧困の連鎖」解消に向けて、生活保護制度の運用が見直されることになった。厚生労働省は13日、生活保護を受ける家庭の高校生が奨学金を大学の受験料と入学金に使っても保護費を減らさない方針を決めた。大学進学までにかかる教育費用は、ほぼすべて保護費減額の対象外になるが、さらなる拡大を求める声も出ている。

厚労省方針

「子どもの貧困の連鎖に取組むという観点から支援は重要だ。収入認定から除外して（奨学金が）手元に残るように改めたい」

13日の衆院厚労委員会で、厚労省の石井淳子社会

生活保護が減額されない対象(○)が増えた

	奨学金では	アルバイト代では
学習塾	○	○
高校	○	○
大学	○	○

15年10月から
14年4月から
今回対象に
減額される

授業料
入学金
教材費
交通費 など

修学旅行費
私立の授業料
不足

受験料
入学金

授業料

ただ、大学の授業料はなお減額の対象だ。奨学金だけでなく、子どものアルバイト代を授業料に回しても保護費は減額される。厚生労働省は「保護を受けていない低所得世帯とのバランスも含め、そうした運用をしている」と説明する。

生活保護制度は高校を卒業した子どもが働いて自立することを基本にしている。そのため大学に進む場合は、親と生計を分ける「世帯分離」をしているの

進学後は「独り立ち」前提

とする。今年度中に各自自治体へ通知を出す方針だ。生活保護費は最低限の暮らしに足りない分だけを支給するのが原則で、収入があれば、その分だけ保護費は減る。子どもが奨学金を受けると収入と認定さ

れ、保護費は削減されていた。だが、生活保護世帯の子どもは大学進学率が低く、将来の貧困につながる恐れも強い。そこで政府は昨年10月、奨学金を学習塾の授業料や教材費、交通費などに使っても保護費を減らさない方針を決定。さらに今回は、大学の受験料や入学金も減額の対象外とした。「一億総活躍」を掲げる安倍政権として、夏の参院選を控えて子どもの貧困対策に取り組み姿勢を強調する狙いがある。

新旧対照表（抄）

2015年7月～ 改正後	2015年6月末まで 改正前
<p data-bbox="110 358 707 407">第1編 保護の実施要領関係</p> <div data-bbox="91 464 1134 948"><p data-bbox="98 483 1127 532">問7-96 [<u>世帯人員別</u>の住宅費（限度額）の認定]</p><p data-bbox="98 597 1111 911"><u>保護の基準別票第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額（限度額）のうち、世帯人員別の限度額の適用に当たって、世帯分離されている者も、現に同居していれば、世帯人員に含めてよいか。</u></p><p data-bbox="98 997 1120 1377">（答） <u>世帯人員別の限度額の適用に当たっては、同一世帯員として現に同居し、保護を受けている者を世帯人員に含めるものであり、設問のように、世帯分離により保護を受けていない者は、同居している場合であっても世帯人員には含めないものである。</u></p></div>	<p data-bbox="1187 358 1783 407">第1編 保護の実施要領関係</p> <div data-bbox="1168 464 2215 948"><p data-bbox="1175 483 2057 532">問7-96 [<u>7人以上世帯</u>の住宅費の認定]</p><p data-bbox="1175 597 2206 846"><u>家賃、間代等限度額について、局第7の4の（1）のオにより、7人以上世帯の特別基準限度額が示されているが、この場合、世帯分離されている者も、現に同居していれば、世帯人員に含めてよいか。</u></p><p data-bbox="1175 997 2206 1312">（答） <u>この特例は、同一世帯員として現に同居し、保護を受けている場合の措置であり、設問のように、世帯分離により保護を受けていない者は、同居している場合であっても世帯人員には含めないものである。</u></p></div>